社会福祉法人神栖市社会福祉協議会表彰規程施行規則

平成19年4月1日神社協規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会(以下、「本会」という。) 表彰規程(以下、「表彰規程」 という。) 第7条の規定に基づき、表彰規程の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者の基準)

- 第2条 表彰規程第4条に規定する表彰者の基準は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 地区又は支部社協

先駆的な活動を実践し、地域福祉推進への取り組みが特に顕著な地区社協又は支部社協

(2) 民生委員・児童委員

在職期間が9年以上で、現職であること

(3) 社会福祉団体, 社会福祉施設の役員

在職期間が10年以上で、現職であること

(4) 社会福祉団体, 社会福祉施設の職員

年齢が40歳以上で、現職であり、かつ次のいずれかに該当するとき

- ①業務上有益な創意工夫,改善を行い,団体・施設の運営に貢献したとき
- ②永年にわたって誠実に勤務し、業務成績が優秀で他の模範となるとき (在職期間:団体職員は15年、施設職員は10年以上)
- ③事故,災害等を未然に防ぎ,又は非常に際し適切に対応し,被害を最小限に止めるなど,特に功労が あったとき
- ④その他全各号に準ずる善行又は功労があったとき
- (5) その他社会福祉の進展に大きく寄与したもの

ボランティアまたは社会福祉活動実践者(活動期間が3年以上であり、現在も活動する個人又は団体であること。ただし活動期間については、特に功績顕著と認められる場合はこのかぎりでない)

(感謝の基準)

- 第3条 表彰規程第5条に規定する感謝の意を表する基準は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 県内の社会福祉団体(共同募金会を除く)又は、県内の社会福祉施設に総額50万円以上を寄付した者。又は、継続して(概ね5年)寄付した金額が総額50万円以上の者
 - (2) 県内の社会福祉団体(共同募金会を除く)又は、県内の社会福祉施設に総額50万円以上の物品を寄贈した者。又は、継続して(概ね5年)寄贈した物品の金額が総額50万円以上の者
 - (3) 前各号の他, 特に功績顕著と認められる者

(除外条件)

- 第4条 前2条の資格を有する者であっても、次の各号の一に該当する者はこれを除外する。
 - (1) 社会福祉の分野で藍綬褒章又は、黄綬褒章を受けた者
- (2) 厚生労働大臣の表彰を受けた者
- (3) 社会福祉の分野で全国社会福祉協議会会長から表彰を受けた者
- (4) 社会福祉の分野で茨城県知事から表彰を受けた者
- (5) 社会福祉の分野で茨城県社会福祉協議会会長から表彰を受けた者
- (6) 社会福祉の分野で神栖市長から表彰を受けた者

(7) 前各号の受賞が判明したとき

(年齢, 在職期間・感謝基準等の算定)

- 第5条 被表彰者の年齢,在職等の期間及び,感謝基準の算定は,次の通りとする。
- (1) 推薦年度の4月1日をもって算定する。ただし、民生委員・児童委員については、推薦年度の11月30日をもって算定する
- (2) 在職等の期間が中断されている場合は、その期間を通算しない。

(被表彰者の推薦)

第6条 被表彰者を推薦しようとする者は、推薦書 (様式1号又は2号) により本会会長へ申請するものとする。 2 第2条第3号及び第4号に該当する者は、所属施設及び団体より推薦するものとする。

(顕彰審査委員会)

第7条 表彰規程第6条に規定する顕彰審査委員会は、本会事務局長を委員長とし、委員若干名をもって構成する。 2 前項の顕彰審査委員会は、申請のあった推薦書によりその功績審査を行い、会長に答申するものとする。

(雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、顕彰に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は平成19年4月1日より施